令和５年度　西尾市観光宿泊バスツアー助成事業の実施概要

１、事業の目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で減少した観光ツアー、団体客の誘客を推進するとともに燃料費高

騰による運行コスト増に伴い低迷する貸切バス等のツアー造成の需要喚起のため市内の宿泊施設を訪れる

バス利用団体旅行に対し、その必要経費を補助することにより市内の宿泊事業者を支援し、西尾市への観

光誘客に繋げ、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

２、助成の対象事業者

旅行業法（昭和２７年法律第２３９号）第３条の登録を受けている旅行業者であること。

または、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第４条の許可を受けていること。

３、対象となるツアー

　補助事業者が所有するバス、または借り上げた大型、中型、小型、マイクロバスによる宿泊を含む募集型、

受注型企画旅行であること。

４、助成対象条件

（１）参加人員：１５名様以上（乗務員・添乗員を除く）のバス利用団体であること。

（２）対象期間：令和５年９月１日（宿泊日）～令和６年３月１日（帰着日）に実施される旅行であること。

（３）西尾市外の発着で[西尾市内の指定宿泊施設](%E8%A5%BF%E5%B0%BE%E5%B8%82%E5%86%85%E3%81%AE%E6%8C%87%E5%AE%9A%E5%AE%BF%E6%B3%8A%E6%96%BD%E8%A8%AD%E4%B8%80%E8%A6%A7.pdf)に宿泊すること。

（４）宿泊は１泊２食利用とする。１泊朝食の場合には西尾市内で夕食をとること。

（５）受付期間は出発日の14日前までに申請書が到着したツアーであること。

（６）その他の旅行割引、助成事業との併用は妨げない。

５、補助金の額

バス１台につき、５０，０００円

６、申請方法（メール、ＦＡＸ、郵送のいずれか）

（１）申請に必要な書類：交付申請書[（様式第１号）](%E4%BA%A4%E4%BB%98%E7%94%B3%E8%AB%8B%E6%9B%B8%E3%80%90%E6%A7%98%E5%BC%8F%E7%AC%AC%EF%BC%91%E5%8F%B7%E3%80%91.docx)、実施計画書[（様式第２号）](%E5%AE%9F%E6%96%BD%E8%A8%88%E7%94%BB%E6%9B%B8%E3%80%90%E6%A7%98%E5%BC%8F%E7%AC%AC%EF%BC%92%E5%8F%B7%E3%80%91.xlsx)、および旅程が記載された

募集広告（募集型企画旅行）、または旅程表（受注型企画旅行）を旅行開始日の２週間前までに西尾市

観光協会　に提出する。西尾市観光協会は申請書到着後５営業日以内に決定通知書[（様式第３号）](%EF%BC%88%E3%82%B5%E3%83%B3%E3%83%97%E3%83%AB%EF%BC%89%E4%BA%A4%E4%BB%98%E6%B1%BA%E5%AE%9A%E9%80%9A%E7%9F%A5%E6%9B%B8%E3%80%90%E6%A7%98%E5%BC%8F%E7%AC%AC%EF%BC%93%E5%8F%B7%E3%80%91.pdf)に

て助成可否を回答する。

（２）旅行を中止する場合、または申請書を記載した事業内容に変更が発生した場合には変更・中止報告書[（様式第４号）](%E5%A4%89%E6%9B%B4%E3%83%BB%E4%B8%AD%E6%AD%A2%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8%E3%80%90%E6%A7%98%E5%BC%8F%E7%AC%AC4%E5%8F%B7%E3%80%91.docx)を使用し、出発日の３日前までに西尾市観光協会に連絡する。

（３）ツアー実施後に帰着日から１４日以内に下記の書類を提出する。

・実施報告書[（様式第５号）](%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E5%AE%9F%E7%B8%BE%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8%E3%80%90%E6%A7%98%E5%BC%8F%E7%AC%AC%EF%BC%95%E5%8F%B7%E3%80%91.docx)　・請求書[（様式第６号）](%E8%AB%8B%E6%B1%82%E6%9B%B8%E3%80%90%E6%A7%98%E5%BC%8F%E7%AC%AC%EF%BC%96%E5%8F%B7%E3%80%91.docx)、

・宿泊証明書[（様式A）](%E5%AE%BF%E6%B3%8A%E8%A8%BC%E6%98%8E%E6%9B%B8%E3%80%90%E6%A7%98%E5%BC%8FA%E3%80%91.docx)　・バス運行証明書[（様式B）](%E3%83%90%E3%82%B9%E9%81%8B%E8%A1%8C%E8%A8%BC%E6%98%8E%E6%9B%B8%E3%80%90%E6%A7%98%E5%BC%8F%EF%BC%A2%E3%80%91.docx)

（４）令和６年３月１日までに帰着する旅行については令和６年３月１５日までに提出すること。

（５）補助金の支払いは書類が到着した日の翌月末までに請求書に記載された口座に振込する。

ただし、書類に不備がある場合には必要な書類が揃った日の翌月末に振込する。

７、その他

（１）助成金総額が上限に達した場合には予告なく受付を終了することがある。

（２）西尾市内に２泊以上、宿泊する場合もバス１台あたりの助成金は増額されない。

（３）帰着日から１４日以内に届かない場合には支払の対象にならない場合がある。

（４）同一ツアーで出発日が複数ある場合には出発日ごとに実施報告書を分けて提出すること。

（５）対象要件については新型コロナウイルス感染症予防措置や他の情勢により変更となる場合がある。

（６）対象事業者は暴力団、およびその構成員に関係していないこと。

（７）本補助金の交付を受けた事業者はツアーに関する会計帳票は５年間保管願います。

８、問い合わせ先

　　西尾市観光協会（月～金　８:３０～１７：３０）

住所：西尾市花ノ木町４丁目６４番地

　　TEL：０５６３-５７-７８８２　　ＦAX：０５６３-５７-２２６１

　　メール　　　nishiokanko@katch.ne.jp

　　協会ＨＰ　　https://nishiokanko.com